

令和 7 年度社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査状況の概要について

1 要旨・目的

社会福祉法人及び社会福祉施設における適切な運営等を監督するため、社会福祉法等の規定に基づき実施した令和 7 年度の指導監査の状況について、取りまとめ結果を報告する。

2 現状・背景

社会福祉法人については、社会福祉法第 56 条等に基づき、所管庁が実地による指導監査を行うこととなっている。

また、社会福祉施設については、社会福祉法第 70 条及び児童福祉法等の個別法等に基づき、所管庁が書面又は実地による指導監査を行うこととなっている。

3 概要

(1) 監査対象及び監査実施周期

県が所管する社会福祉法人及び社会福祉施設（公立施設を含む。）を対象とする。

区 分	主な監査対象	監査実施周期
社会福祉法人	社会福祉法人	原則 3 年に 1 回
児童のための施設	児童養護施設、障害児入所施設、幼保連携型認定こども園等	原則 1 年に 1 回
高齢者のための施設	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等	原則 3 年に 1 回
障害者のための施設	障害者支援施設等	原則 1 年に 1 回

(2) 監査期間

令和 7 年 7 月～令和 8 年 3 月

(3) 実施状況

(単位:法人・施設、%)

区 分	令 和 7 年 度			令 和 6 年 度		
	対象数	実施数	実施率	対象数	実施数	実施率
社 会 福 祉 法 人	65	23 (23)	35.3 (35.3)	64	19 (19)	29.6 (29.6)
社 会 福 祉 施 設	321	216 (116)	67.2 (36.1)	316	214 (110)	67.7 (34.8)
児童のための施設	128	128 (59)	100.0 (46.0)	123	123 (49)	100.0 (39.8)
高齢者のための施設	157	52 (52)	33.1 (33.1)	157	55 (55)	35.0 (35.0)
障害者のための施設	36	36 (5)	100.0 (13.8)	36	36 (6)	100.0 (16.6)

(注) 1 () 内は、実地による指導監査の実施数及び実施率。

2 児童のための施設には、障害児の施設を含む。

3 小数点第 2 位以下は切り捨て。

(4) 監査結果

ア 指摘件数等

(単位:法人・施設、%)

区 分	令 和 7 年 度			令 和 6 年 度		
	実施数	指摘法人・施設数	指摘率	実施数	指摘法人・施設数	指摘率
社 会 福 祉 法 人	23 (23)	21 (21)	91.3 (91.3)	19 (19)	19 (19)	100.0 (100.0)
社 会 福 祉 施 設	216 (116)	73 (20)	33.8 (17.2)	214 (110)	58 (29)	27.1 (26.3)
児童のための施設	128 (59)	43 (17)	33.5 (28.8)	123 (49)	46 (20)	37.3 (40.8)
高齢者のための施設	52 (52)	3 (3)	5.7 (5.7)	55 (55)	8 (8)	14.5 (14.5)
障害者のための施設	36 (5)	27 (0)	75.0 (0)	36 (6)	4 (1)	11.1 (16.6)

(注) 1 () 内は、実地による指導監査の実施状況。

2 児童のための施設には、障害児の施設を含む。

3 小数点第 2 位以下は切り捨て。

イ 指摘事項

(単位: 法人・施設、%)

区 分	主 な 指 摘 事 項	令和 7 年度		令和 6 年度	
		指摘法人 ・施設数 (B)	指摘率 (B/A)	指摘法人 ・施設数	指摘率
社会福祉法人 ・実施法人数 23 (A) ・指摘法人数 21 ・指摘延件数 264	経理事務処理が不十分	18	78.2	14	73.6
	経理規程の未整備又は実態との乖離	15	65.2	17	89.4
	注記の記載が不十分	13	56.5	15	78.9
	理事会の議事録の記録及び保存が不適切	11	47.8	15	78.9
	評議員会の決議方法等が不十分	10	43.4	2	10.5
児童のための施設 ・実施施設数 128 (A) ・指摘施設数 43 ・指摘延件数 104	緊急時の訓練が不十分	10	7.8	3	2.4
	年休の取得が不十分	9	7.0	7	5.6
	検食、保存食の実施が不十分	8	6.2	—	—
	児童の健康診断の実施が不十分	8	6.2	11	8.9
	苦情解決の処理・周知が不十分	7	5.4	5	4.0
高齢者のための施設 ・実施施設数 52 (A) ・指摘施設数 3 ・指摘延件数 3	虐待防止対策が不十分 (指針・委員会・研修等)	2	3.8	—	—
	施設設備の整備管理等が不十分	1	1.9	—	—
	運営規程の内容が不十分	—	—	4	7.2
	身体的拘束等の適正化の指針整備等が不十分	—	—	3	5.4
	業務継続計画の作成が不十分	—	—	2	3.6
障害者のための施設 ・実施施設数 36 (A) ・指摘施設数 27 ・指摘延件数 60	業務継続計画等の不備 (新規検査項目)	25	69.4	—	—
	入所者預り金管理に関する事務処理が不十分	4	11.1	1	2.7
	県及び市町への報告が未実施	3	8.3	—	—
	施設設備 (給水器の衛生管理等) の整備が不十分	1	2.7	1	2.7
	福祉サービス計画の利用者等への説明・交付が未実施	1	2.7	—	—

(注) 1 主な指摘事項は、指摘件数の多かった上位項目の内容。

2 児童のための施設には、障害児の施設を含む。

3 小数点第 2 位以下は切り捨て。

(5) 指摘事項への対応について

指摘事項のあった社会福祉法人・社会福祉施設に対しては、指導監査結果通知後、概ね 1 か月後を期限として、文書による改善状況の報告を求めている。

なお、報告時に改善中の事項については、次回の監査時に改善状況を確認することとしているが、監査実施周期が原則 3 年に 1 回とされている社会福祉法人及び社会福祉施設については、監査の翌年度の 7 月 (定時評議員会の終結後) に再度、改善状況の報告を求め、確認を行っている。